

特定非営利活動法人 評価機関あんしん

第三者評価事業の運営に関する規程

(事業の目的)

第 1 条 特定非営利活動法人評価機関あんしん（以下「当機関」という。）において実施する福祉サービス第三者評価事業の適正な運営を確保するために、大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、必要な組織及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、福祉サービス第三者評価の信頼性及び公平性を確保することを目的とする。

(当機関の名称)

第 2 条 第三者評価事業を実施する当機関の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特定非営利活動法人評価機関あんしん 福祉サービス第三者評価事業部
- (2) 所在地 大阪府岸和田市三田町 1 7 9 7 番地

(当機関の責任者)

第 3 条 当機関における責任者を 1 名設置し、運営に係る一切を掌握し、福祉サービス第三者評価事業の実施に関する責任を負う。

(評価調査者の定員数及び要件)

第 4 条 当機関には以下のとおり評価調査者を設置する。

- (1) 定員 2 名以上とする。ただし、要綱第 3 条第 1 項第 5 号に規定する資格等の区分（ア）及び（イ）に該当する者をそれぞれ 2 名以上設置することとする。
- (2) 要件 評価調査者養成研修又は大阪府知事が同等と認める研修を修了し、府が公表する評価調査者養成研修修了者名簿に登載されていること。

(評価に関する異議や苦情の申立窓口の設置等)

第 5 条 実施した評価に関する異議又は苦情の申立窓口及び責任者を設置する。

(評価の対象となる福祉サービスの分野及びサービス等の種類)

第 6 条 当機関が評価の対象とする福祉サービスの分野は高齢福祉分野・障がい福祉分野・児童福祉分野とする。また、サービスの種類は各分野で提供される福祉・介護サービスとする。

(当機関の責務)

第 7 条 当機関は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 福祉サービス第三者評価の趣旨に基づき、公正・中立な立場で、かつ専門的で客観的な評価を行い、評価の信頼性、公平性の確保に努めること。
- (2) 福祉サービス第三者評価の実施にあたり、人権を尊重し、個人情報の保護を徹底すること。なお、第三者評価の実施方針及び守秘義務に関する内容を含む倫理規程並びに個人情報保護に関する規定を別途制定することとする。

(禁止事項)

第 8 条 当機関は、次の各号のとおり禁止事項を定める。

- (1) 第三者評価の実施にあたっては、当機関の評価調査者によってのみ行うものとし、他の評価機関または第三者への委託を行ってはならない。
- (2) 第三者評価の信頼性と公平性を確保するために、当機関は評価を行なう福祉サービス事業者との間に請負等の取引関係を有してはならない。
- (3) 評価調査者の中立性を確保するため、当機関は、評価調査者が関係を有する福祉サービス事業者の評価業務に、当該評価調査者を従事並びに関与させてはならない。

(契約及び評価料金)

第 9 条 福祉サービス第三者評価の実施にあたっては、事業者との間で事前に契約書による契約の締結を行うこととする。なお、評価料金は別途定めた評価料金表によるものとする。

(第三者評価の実施方法等に関する実施要領)

第 10 条 第三者評価の実施にあたっては、事前にその実施方法等を記載した実施要領を作成し、事業者に交付することとする。

(評価調査者に対する研修)

第 11 条 当機関は、第三者評価事業の質の確保に不可欠である評価調査者の資質向上のための研修を定期的実施するものとする。

(その他)

第 12 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人評価機関あんしんと福祉サービス第三者評価事業部の責任者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。